

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B県C市に所在しているB県C市〇センター内の事務所（以下「事業場」という。）において、水道料金の納付受付や苦情電話の受付処理などの業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場内において右半身が突然動かなくなり、同日、D病院に緊急搬送され、「脳出血」と診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「脳出血、平成〇年〇月〇日突然の右マヒにて搬送された。」と述べている。当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月〇日、「脳内出血」（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会においても、その取扱いを妥当なものとする考える。

(3) そこで、認定基準に基づき、本件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

請求人は、発症直前から前日までの間、業務上において異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 短期間の過重業務について

本件疾病発症前1週間の業務従事状況については、決定書理由第2の2(2)ウ(イ)に説示するとおりであり、当審査会としても、請求人が特に過重な業務に従事したものと認められないと判断する。

ウ 長期間の過重業務について

(ア) 本件疾病発症前6か月間（以下「評価期間」という。）における請求人の業務従事状況は、決定書理由第2の2(1)エ(エ)のとおり、発症前1か月間の時間外労働時間数は36時間であり、また、発症前2か月ない

し6か月間の1か月間当たりの平均時間外労働時間数は、発症前5か月の43時間が最長であり、いずれも脳・血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月間当たりおおむね80時間を超えるものとはなっていないことが認められる。

(イ) 請求人は、漏水調査の仕事を考慮すべきであるとして、「毎日現場代理人として午前9時から午後5時まで待機していた。」旨主張するが、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、請求人が待機した事実は確認できない。さらに、請求人は、「2、3人でやるべき仕事を一人でやらされたため、ストレスにより脳出血を発症した」とも主張するが、同主張を裏付ける資料は追加提出された資料を含め精査するも、確認することはできない。なお、仮に請求人が主張するように、付加的な業務に従事することがあったとしても、当審査会としては、当該業務の内容及び従事した時間並びにその様態からみて、請求人が過重な労働に従事していたとは認められないものであると判断する。

(4) 以上を総合すると、請求人に発症した本件疾病については、認定基準に照らし発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過重性は認められないことから、業務上の事由によるものであると認めることができない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の請求を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。